

## 下田市家庭用生ごみ処理機器モニター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化のため、市民に対し家庭用生ごみ処理機器（以下「処理機器」という。）の貸出しを行い、市民が実際に処理機器を使用し、自家処理の推進及び意識の高揚を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「モニター」とは、処理機器を使用して生ごみ処理に協力する者をいう。

### (対象者)

第3条 モニターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 下田市内に現に居住している者
- (2) 処理機器の設置場所を屋内に確保できる者
- (3) 処理機器を適正に維持管理できる者
- (4) 生ごみ処理実績の報告に協力できる者

### (貸出し数)

第4条 処理機器の貸出しは、1世帯につき1台とする。

### (貸出し期間等)

第5条 処理機器の貸出し期間は、原則として12か月以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

2 処理機器の貸出しは、1世帯につき1回限りとする。

### (貸出し費用)

第6条 処理機器の貸出し費用は、無料とする。ただし、処理機器の容器本体以外に係る費用及び物品等は、モニターの負担とする。

### (申請)

第7条 モニターを希望する者（以下「申請者」という。）は、下田市家庭用生ごみ処理機器モニター希望申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

### (決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その可否を下田市家庭用生ごみ処理機器モニター決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、処理機器を貸し出すものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、その貸出しの決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 処理機器を目的外に使用したとき。
- (2) 第三者に転貸したとき。
- (3) 営利を目的で使用したとき。
- (4) 生ごみ処理実績の報告を怠ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、貸出しが不相当であると判断したとき。

(注意義務)

第10条 モニターは、細心の注意を払って処理機器を使用するものとする。

2 モニターは、処理機器を故意若しくは過失により亡失し、若しくはき損し、又は貸出しの決定の取消しを受けたときは、実費弁償しなければならない。ただし、通常の使用による故障等と市長が認める場合は、この限りでない。

(返却)

第11条 モニターは、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに処理機器を市長に返却するものとする。

- (1) 第3条に規定する貸出要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 第5条に規定する貸出し期間を経過したとき。
  - (3) 第9条の規定により貸出しの決定が取り消されたとき。
- 2 処理機器を市に返却するときは、処理機器の点検、洗浄等を行い、貸出し時に近い状態で返却するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、処理機器の貸出し期間終了後、引き続き当該処理機器の使用を希望する者には、これを無償譲渡するものとする。

(処理量の報告等)

第12条 モニターは、下田市生ごみ処理実績報告書(様式第3号)を、貸出し期間が終了した月の翌月10日までに市長に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。